

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画

「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」は、平成19年度に策定した「千葉県特別支援教育推進基本計画」の計画期間が、平成28年度に終了したことから、この計画に示した本県特別支援教育推進の考え方を引き継ぎ、新たな課題への対応を図るとともに、更なる充実を図るため策定しました。

基本的な考え方

一 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

- ・ 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。
- ・ 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育を目指します。
- ・ 障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人と共に社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。

5つの重点的な取組

I 早期からの教育相談と支援体制の充実

- 取組1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実
- 取組2 適切な就学の相談支援の充実

II 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

- 取組1 地域で共に学び育つ教育の推進
- 取組2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
- 取組3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
- 取組4 高等学校における特別支援教育の充実
- 取組5 ICTを活用した教育の推進
- 取組6 特別支援学校が有する多様な教育機能の活用
- 取組7 様々な困難を抱える子供への支援の充実

III 特別支援学校の整備と機能の充実

※「第2次県立特別支援学校整備計画」として別に整理

- 取組1 特別支援学校の計画的な整備
- 取組2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備
- 取組3 特別支援学校が有する多様な教育機能の充実

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

- 取組1 キャリア教育と職業教育の充実
- 取組2 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築
- 取組3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築
- 取組4 障害者への学びの支援
- 取組5 障害者に対する理解の普及啓発

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

- 取組1 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進
- 取組2 特別支援教育に関する研修の充実
- 取組3 異校種間の計画的な人事交流の推進

具体的な取組内容

- 関係機関と連携した教育相談
- 個別の教育支援計画活用の促進と就学後のフォローアップ

- 道徳、人権教育の推進や、障害者スポーツを通じた交流及び共同学習
- 合理的配慮の適切な提供
- 特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置
- 高等学校における「通級による指導」の実施
- 入院児童生徒へのICTを活用した遠隔教育、交流及び共同学習
- 特別支援学校による「通級による指導」の充実や、外部人材との協働、指導方法の改善
- 医療的ケアや、強度行動障害・精神疾患等、多様な教育的ニーズへの対応

- 過密状況への対応と、支援機能の拡大（総合的な教育機能を有する特別支援学校、「通級による指導」の支援区域の拡大等）
- 学習環境の計画的な整備や、肢体不自由特別支援学校通学区域の見直しの検討
- 小・中学校等と連携した相談支援機能の強化

- 様々な職種の専門家との協働
- 「就労支援のための学校と企業のセミナー」の開催
- 就労移行支援事業所等によるアセスメントの実施
- 生涯学習等の関係機関との連携

- 特別支援学校教諭免許状の取得のための講習の受講促進と「特別支援教育枠」採用者による特別支援学級担任等の専門性の向上
- 手話言語条例にかかる研修や障害種別研修等の実施
- 計画的な人事交流による教員の育成

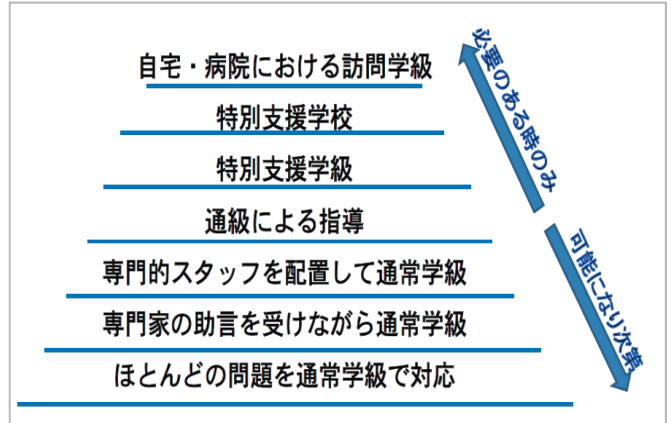
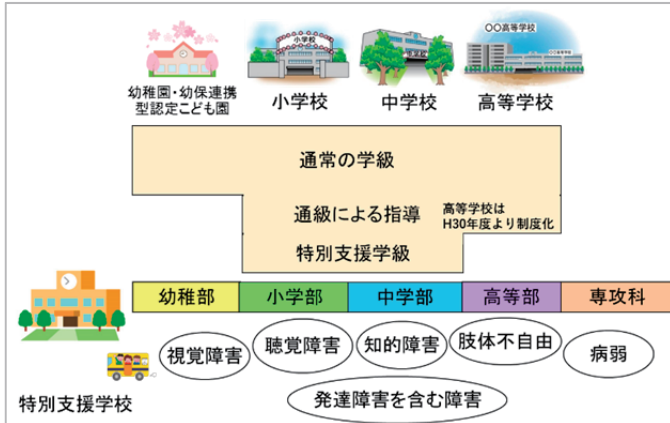
いつでも

どこでも

誰にでも

連続性のある「多様な学びの場」

一人一人の子供がその力を発揮できる取組の充実を目指します。



通常の学級

障害のある児童生徒への特別支援教育は、小・中学校等の通常の学級でも行われています。教材や環境を工夫するなどの合理的配慮をしています。

通級による指導

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を受ける形態のことです。

特別支援学級

障害特性に応じて、小・中学校等に少人数の学級を編成して指導が行われています。

特別支援学校

障害のある児童生徒等に対して、小・中学校等に準ずる教育や自立と社会参加に向けた教育が行われています。小・中学校等との学校間交流や居住地校交流などの交流及び共同学習が行われています。

